

職員の通勤手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

規則第 11 号

職員の通勤手当支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当支給に関する規則（昭和 36 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 11 条の 3」を「第 11 条の 4」に改める。

第 2 条から第 5 条まで、第 8 条及び第 8 条の 2 中「条例第 11 条の 3」を「条例第 11 条の 4」に改める。

第 9 条中「条例第 11 条の 3」を「条例第 11 条の 4」に改め、同条第 1 号中「55,000 円」を「150,000 円」に改める。

第 9 条の 2 第 4 項中「条例第 11 条の 3」を「条例第 11 条の 4」に改め、同項各号中「55,000 円」を「150,000 円」に改める。

第 10 条第 1 項中「条例第 11 条の 3」を「条例第 11 条の 4」に改める。

第 10 条の 2 第 1 項中「条例第 11 条の 3」を「条例第 11 条の 4」に改め、同条第 2 項中「条例第 11 条の 3」を「条例第 11 条の 4」に改め、同項各号中「55,000 円」を「150,000 円」に改め、同条第 3 項中「条例第 11 条の 3」を「条例第 11 条の 4」に改める。

第 10 条の 3 第 1 項及び第 11 条中「条例第 11 条の 3」を「条例第 11 条の 4」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。